

令和7年度 第1回 越前市子ども・子育て会議

日時：令和7年5月26日（月）18時30分から

場所：越前市市民プラザたけふ「福祉健康センター」

4階多目的ホール

1 開会

2 委嘱状交付（役員交代による新委員）

3 会長あいさつ

4 議事

（1）越前市子ども・子育て会議の審議内容及びスケジュールについて

資料1

別冊 P1～5

（2）令和6年度事業評価及び令和7年度評価対象事業

資料2

別冊 P5

（3）こどもの幸福条例・こども計画の推進方針（案）について

資料3

別冊 P6～31

5 意見交換

「こどもの幸福条例やこどもの権利について、

事業所や市民にどのような働きかけが効果的か」

グループ① 事業所・地域・市民への働きかけ

グループ② こども・若者・保護者への働きかけ

6 その他

7 閉会

令和7年度子ども・子育て会議委員

敬称略・順不同

	氏名	所属団体	団体役職名
1	石川 昭義	仁愛女子短期大学 (就学前教育・保育分野)	副学長
2	野嶋 慎二	福井大学 (まちづくり・施設整備分野)	教授
3	玉川 忠春	連合福井丹南地域協議会	事務局長
4	藤間 真由美	越前市国際交流協会	
5	山本 聖三	保育園等運営者	会長
6	山田 義則	越前市私立幼稚園協議会	園長
7	河嶋 平	丈生幼稚園保護者の会	会長
8	野村 千奈美	こじかの会	
9	松浦 駿	福井県民間保育園・こども園保護者連合会	越前ブロック会長
10	河野 理恵	越前市PTA連合会	副会長
11	塚崎 美佐子	南越特別支援学校PTA	副会長
12	小泉 博美	越前市社会福祉協議会	子育て支援課長
13	万所 繁雄	越前市自治連合会	副会長
14	加藤 敬子	越前市民生委員児童委員協議会連合会	第3地区副会長
15	山崎 智子	NPO法人 子どもセンターピノキオ	施設長
16	和田 祥朗	越前市小中学校校長会	校長
17	竹内 英俊	武生高等学校	校長
18	仲村 晶子	越前市母子寡婦福祉連合会	評議員
19	大塚 夕貴子	公募	
20	高田 紗羽	公募	
21	黒田 千華	教育行政代表	事務局長

R7 子ども・子育て会議及び条例推進にかかるスケジュール(案)

年月	子ども・子育て会議	こどもの幸福条例の普及啓発、推進活動
R7 年5月	<u>第1回会議</u> 新委員委嘱 地域子ども・子育て支援事業 R6 評価、R7 事業 こどもの幸福条例・計画の推進方針(案) 意見交換	ホームページ掲載 市広報紙5月15日号掲載 出前講座(通年)
6月～9月	※こどもの意見表明ファシリテーター養成講座への任意参加	こどもの意見表明ファシリテーター養成講座 ワークショップの開催
10月	<u>第2回会議</u> 進捗報告 新公立認定こども園(吉野地区)整備 条例の普及・啓発資料(案) こども誰でも通園制度対応スケジュール等	
R8 年2月	<u>第3回会議</u> 市の R8 事業計画・予算(案)等	

市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における地域子ども・子育て支援事業の評価【令和6年度】

【評価について】

○…計画数を達成している場合や、計画数は未達成だが市民のニーズに十分に 대응しており課題等みられない場合

△…計画数を達成していない場合や、市民のニーズに応えられておらず課題等がある場合

×…計画数の50%に達していない場合や、市民のニーズに応えられておらず重大な課題等がある場合

1 利用者支援事業(1-1、1-2)

R6事業内容	(基本型)子育て中の家庭の身近な場所において、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。 (こども家庭センター型)妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に円滑に対応するため、母子保健と児童福祉が連携・協働して、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業。	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■施設箇所数 基本型 1箇所 こども家庭センター型 1箇所	基本型:R1年11月より実施(1箇所)てんぐちゃん広場 こども家庭センター型:R6年4月から実施 市こども家庭センター及び健康増進課(市こども家庭センターの設置に伴い、H27年4月から市健康増進課で実施してきた「母子保健型」を変更)	○
	成果の内容	△、×の理由
	基本型:利用者支援専門員を中心に、それぞれの家庭の希望や状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談対応を実施することができた。 こども家庭センター型:子育て世代が安心安全に出産育児を行えるよう、こども家庭センターを中心に母子保健・児童福祉が一体となって支援を行うことができた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	・基本型の取組みを拡充し、子育て家庭のかかりつけ相談機関となる地域子育て相談機関を設置する。 ・こども家庭センター、相談機関の周知を子育て世代等に強化していく。	

2 地域子育て支援拠点事業

R6事業内容	子育て家庭の親子が交流を図る場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、その他の援助を行う事業 地域の子育て関連の情報提供を行い、子育てに関する支援を行う。週3日以上、1日5時間以上開設。	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■実施箇所数、利用者数 実施箇所数 4箇所 延べ利用者数 42,000人	実施施設:5箇所(ピノキオ・フォルマシオン・いまだて・一陽・ハーツきつずたけふ) R6年度年間利用人数:ピノキオ53,749人、フォルマシオン1,807人、いまだて3,821人、一陽6,954人、ハーツきつずたけふ1,681人、合計 68,012人	○
	成果の内容	△、×の理由
	子育て中の母親は、子育て支援センターに来所することにより、職員や先輩ママからのアドバイスを受けたり、交流することで子育てに対する肯定感が得られる。育児の孤立化が解消される。さらに、気がかりな子や気がかりな家庭を発見し、支援につなぐことができた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	市全体の子育て支援体制を考える中で、地域子育て支援センターに来所できない家庭へアプローチをするため、母子保健事業等での声かけを強化。ホームページやSNS等を活用した周知も継続していく。	

3 妊婦健康診査

R6事業内容	妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、①母児の健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■健診受診回数 延べ6,844回 (580人×11.8回)	県内産科医療機関、助産所において、妊娠全期を通して計14回の健診費用助成を実施。県外受診者については、還付申請にて費用助成。 特定・ハイリスク妊婦や異常継続の妊婦等に対しては健診後の支援にも繋げている。 受診数 延6,269回(県外受診者含まず)	○
	成果の内容	△、×の理由
	妊娠初期、中期、後期に使用できる④⑤⑥受診券を設定。特に④券は血液検査も併用使用できるよう券を設定。⑤⑥券には血液検査も実施するように設定している。また、妊娠全期に使用できる「フリー券」を11回分設定していることで、健康状態に合わせて使用しやすく受診控え防止にもつながっている。(妊婦健診受診券14回)また、妊娠期からの支援において、健診結果を活用してより的確な支援につながっている。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	妊娠期から妊婦及び胎児の、心身の健康の保持増進を図るため、妊娠届出時等の状況も踏まえ、気がかりな妊婦健診結果情報をピックアップし、必要な支援に繋げていく。	

4 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

R6事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■訪問件数(実人数)、訪問率 594人／乳児数600人(99.8%)	訪問対象児510人中508人訪問。(郵便対応0件、電話確認0件) 未訪問の2人は長期入院中のため、訪問未実施となっている。 特定妊婦、要フォロー家庭等については市保健師が、それ以外の乳児は在宅保健師・在宅助産師が訪問している。子育て世代包括支援センターでは、特定妊婦や要フォロー家庭に妊娠中に電話や訪問をし、生まれる前からの継続した支援を実施している。赤ちゃん訪問ができなかった家庭は、電話で状況確認及び乳児健診、予防接種、5か月児セミナーで確認している。	○
	成果の内容	△、×の理由
	妊娠期から支援介入している特定妊婦だけでなく、一般妊婦にも全て専門職による訪問を実施することによって、子育てに関する不安や悩みに答えたり、適切なサービス提供につなげることで、乳児家庭の孤立化が予防できた。エジンバラによる客観的な指標も、潜在的なニーズの掘り起こしにつながっている。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み 医療機関やこども家庭センターと相互に連携し、妊娠期から課題が重複し継続した支援が必要な家庭については、早期から介入できるよう努める。	

5-1 養育支援訪問事業

R6事業内容	赤ちゃん訪問、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園、学校、医療機関等関係機関からの情報等により、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等による訪問により養育に関する必要な支援を行う事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■訪問誘導件数 延べ件数 240件	訪問延べ件数:269件 こども家庭センター(こども未来課)、健康増進課、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園、学校、子育て支援サービス機関、医療機関等と連携し、家庭訪問による支援を実施。妊婦については母子手帳交付時全員にアンケート及び面接を実施し必要に応じて支援している。外国籍親子への対応等、ケースごとに関係機関と連携しながら対応している。	○
	成果の内容	△、×の理由
	家庭状況が不安定であったり、妊娠中からの経過や子育てに不安があるような家庭に対して、安心、安全、安定した生活を送ることができるよう支援ができた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み 多様なニーズに対し、関係機関と連携をとりながら支援の方向性を共有し、それぞれの役割分担に基づいて、こどもと家庭の支援を行っていく。	

5-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

R6事業内容	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■要保護児童対策地域協議会における新規相談件数 実件数 160件	要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園、学校、子育て支援サービス機関、地域等関係機関と連携した。また、庁内の関係各課との連携を強化して実施した。 新規相談件数:85件 ケース会議の開催:300件 ケース進行管理会議:14回	○
	成果の内容	△、×の理由
	関係機関が情報を共有し援助方針を確認した上で、役割分担のもと、支援の必要なこどもと家庭に対応することができた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み こども家庭センターが要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携しながら実施する。	

6 子育て短期支援事業

R6事業内容	①ショートステイ事業:保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童養護施設等において、一時的に養育又は保護する事業 ②トワイライトステイ事業:保護者が仕事その他の理由により、夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において、保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■ショートステイ 施設数 3箇所 延べ利用者数 50人 ■トワイライトステイ 施設数 3箇所 延べ利用者数 5人	実施施設 3箇所(済生会乳児院・児童養護施設一陽・ファミリーホーム) R6年度利用者数 ①ショートステイ 延べ人数:123人(実人数:13人) ②トワイライトステイ 延べ人数: 26人(実人数: 6人) すみずみ子育てサポート事業、母子家庭等日常生活支援事業等のサービスと調整して利用している。	○
	成果の内容	△、×の理由
	・一時的な預かりについて、保護者のニーズに応えることができた。 ・より家庭的な雰囲気での預かりを提供するために、児童養護施設一陽を通じて里親宅での預かりを実施することができ、利用者の増加につながった。 ・支援(サービス)を必要とする家庭と関わりながら、サービスの提供のみならず、子育て、家庭の安定等相談に応じることができた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み すみずみ子育てサポート事業、母子家庭等日常生活支援事業等他のサービス利用と調整して実施する。必要としている人に必要なサービスが提供できるよう調整する。	

7-1 一時預かり事業

R6事業内容	①一般型:一時的に家庭での保育を受けることが困難な乳幼児について、認定こども園・保育所において、その開所時間の範囲で一時的に預かる事業 ②幼稚園型:1号認定の児童について、認定こども園や施設型給付費を受ける幼稚園において、教育時間以降や長期休業期間の預かりを実施する事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■認定こども園・保育所等での一時預かり(幼稚園型預かり保育を除く) 延べ利用者数 2,000人 ■幼稚園・認定こども園での幼稚園型預かり保育 延べ利用者数 500人	認定こども園・保育所・小規模保育事業所:公立・民間園全園で実施。 R6年度利用者数 ①一般型:962人、②幼稚園型(認定こども園のみ):901人 幼稚園:民間園3箇所を実施し、週5日対応。 R6年度利用者数 3,935人 内訳:①一般型:1,071人、②幼稚園型:2,864人 R4年9月から県内一斉に開始した世帯第2子目以降(多胎児の場合は第1子目から)利用時の利用料軽減についても、市内全施設にて対応を継続している。	○
	成果の内容	△、×の理由
	保護者の不定期な就労や疾病、育児疲れなど、家庭での保育が一時的に困難な場合に対応することができる環境を整えることで、安心して家庭での保育ができる。なお、施設型給付費を受ける幼稚園において、制度の周知が図られ、継続的に利用されている。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み 保護者に対する育児支援、家庭で保育される児童の健全な育成及び福祉の向上を図るため、今後も市内の全ての保育所等での実施を維持する。	

7-2 一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業)

R6事業内容	就職活動や疾病、事故その他のやむを得ない事由により家庭での保育が困難な時に、子育て家庭と妊婦家庭(初産)に対し、認可外保育施設が行う一時預かりや家事援助のサービス(妊婦家庭(初産)は、家事援助のみ)を利用料助成を受けた上で利用できる事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■利用人数 (家事援助・送迎サービス含む) 延べ利用者数 2,000人	一時預かり5施設:NPO法人子どもセンターピノキオ、ハーツきつずたけふ、ハーツきつずさばえ、(医)野尻医院「てまり」、ふく育さん 家事援助1者:県民せいきょうきらめきくらしサポート R6年度利用実績数:2,995人、年間利用実績時間:14266.25時間 R4年9月から県内一斉に開始した世帯第2子目以降(多胎児の場合は第1子目から)利用時の利用料軽減についても、市内全施設および市と契約施設にて対応。市民からのニーズは高く、利用者数・利用時間ともに大幅に増加傾向である。	○
	成果の内容	△、×の理由
	・市民ニーズに応えることができた。 ・市内にベビーシッター事業者がなかったが、県が行うふく育さんのベビーシッターサービスを本事業に加えることで、利用料の一部助成を受けたうえで市内でもベビーシッターサービスが受けられるようになった。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み ・R7年4月から実施施設にモクモク学園(鯖江市)を追加し、ふく育さんを含む7施設等で実施 ・R7年4月から利用料の助成額が拡充(県補助額の拡充)	

8 延長保育

R6事業内容	認定こども園・保育所・小規模保育事業所において、保育認定を受けた児童の保育を、通常の利用以外の時間等に引き続き実施する事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■利用人数 延べ利用者数 4,250人	認定こども園・保育所・小規模保育事業所全25園にて、午後7時まで保育を実施。 R6年度延べ利用者数:保育標準時間 3,370人、保育短時間 1,761人	○
	成果の内容	△、×の理由
	保育時間を延長して児童を預けられる環境を整えることで、保護者が安心して就労できた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	市内の全ての園での実施を維持する。	

9 休日保育

R6事業内容	保育認定を受けた児童が、保護者の就労により日曜・祝日に家庭での保育が困難な時に、認定こども園・保育所において日曜・祝日の保育を実施する事業	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■利用人数 延べ利用者数 40人	認定こども園あわたべ(R6.9月まで)、HAGUKUMU保育園(R6.5開始)で実施。市内の認定こども園・保育所の入園児童対象。 R6年度利用 認定こども園あわたべ:実人数0人(延べ0人) HAGUKUMU保育園:実人数7人(延べ64人)	○
	成果の内容	△、×の理由
	日曜・祝日の保育を実施する環境を整えることで、保護者が日曜・祝日も安心して就労できた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	・多様化する保護者の就労形態に応えられるよう市内で1箇所以上の実施を継続。 R7実施施設:HAGUKUMU保育園	

10 病児・病後児保育事業

R6事業内容	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■利用人数 延べ利用者数 770人	・市内では、病児デイケア施設「ままとて(野尻医院)」で実施。 ・鯖江市、越前町、福井市、南越前町、池田町と広域契約している。 R6年度延べ利用人数:市内 376人 市外(広域) 156人	○
	H30年度から、生活保護・非課税世帯・ひとり親世帯等に対する利用料助成を実施している。さらに、R4年9月から県内一斉に実施した世帯第2子目以降(多胎児の場合は第1子目から)に対する利用料助成を開始し、利用料助成対象者の拡充を継続中。利用者数は増加傾向である。	
	成果の内容	△、×の理由
	こどもが病気または病気回復期に保護者の仕事の都合、冠婚葬祭などの理由で看護できないときの支援ができた。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	・市内では、病児デイケア施設「ままとて(野尻医院)」で継続して実施。 ・鯖江市、越前町、福井市、南越前町、池田町と広域契約も継続して実施。 ・利用料助成対象者に対する支援を継続して実施する。	

11 放課後児童クラブ

R6事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や休業日に児童館、小学校の余剰教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■利用人数 実人数 1,072人	実施施設数 30箇所(児童館・児童センター15箇所、公立幼稚園(間借り)2箇所、民間の保育所・認定こども園10箇所、医療法人1箇所、自治振興会1箇所、保護者会1箇所) 利用児童数:1,075人	△
	成果の内容	△、×の理由
	できるだけ多くのこどもの受け入れを行い、共働きなどの理由により、こどもの放課後等の時間を監護できない家庭において、保護者が安心して労働等に従事することができた。また、異年齢間のこども同士の交流を通じ、こどもの社会性を育むことができた。	一部の校区で利用希望者が増加しており、受け皿の確保が必要
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	・利用希望者が増加している小学校区について、既存施設等の活用や環境整備を進め、受け皿の量的拡充を図る。 ・地域の実情にあった定員の見直しを検討する。 ・こどもの居場所づくりとして放課後子ども教室との連携を進める。	

12 放課後子ども教室

R6事業内容	放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的に、安全・安心な子どもの活動拠点場所(居場所)を設け、地域住民の参画により、勉強、スポーツ、文化活動及び地域住民との交流活動を行う。	
第2期計画のR6見込み数	R6実施状況・分析	R6評価
■1回(日)当たりの参加人数 実人数 213人	・市内全小学校区で実施(17地区) ・子どもの1日あたりの参加人数225人(17地区合計)	○
	成果の内容	△、×の理由
	地域住民の協力を得て、定期的に行う文化・スポーツ活動のほか、プログラミング教室や料理教室などの体験活動や地域の伝統に触れる活動など様々な教室を開催した。また、外国人の児童が多い地区では、日本語や勉強補助の教室を開催するなど、地区の特徴に応じて様々な子どもたちが参加できるように活動の幅を広げている。	
	R7(第3期計画1年目)の取組み	
	R6年度までの第2期計画では市独自で評価対象事業に加えていたが、第3期計画では、地域子ども・子育て支援事業の対象事業として市独自で加えることは行わず、こども計画におけるこどもの居場所づくりの取組みとして継続していく。	

市子ども・子育て支援事業計画(第3期)における評価対象事業 (令和7年度)

地域子ども・子育て支援事業		事業内容	区域	市担当部署
①	利用者支援事業	(基本型Ⅰ・Ⅲ型) 子どもやその保護者等の身近な場所で、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。 子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすため、中学校区に1か所を目安に「地域子育て相談機関」を設置し、相談や助言を行うほか、必要に応じて子ども家庭センターとの連絡調整、子育て支援に関する情報の提供などを行う。	市全域	子ども家庭センター
		(子ども家庭センター型) 母子保健と児童福祉が連協・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育て等の様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施。その他、虐待への予防的な対応、特定妊婦、産後うつ、障害がある方など様々なニーズに対応する。		子ども家庭センター 健康増進課
②	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。	市全域	健康増進課
③-1	時間外保育事業(延長保育)	保育認定を受けた児童の保育を、通常の利用以外の時間に、認定子ども園・保育所・小規模保育事業所において実施する。	市全域	子ども未来課
③-2	時間外保育事業(休日保育)	保育認定を受けた児童が、保護者の就労等により常態的に日曜・祝日に家庭での保育ができないときに、保育所等で日曜・祝日の保育を実施する。	市全域	子ども未来課
④	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や休業日に小学校の余裕教室、児童館等を利用した放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	小学校区	子ども未来課
⑤	子育て短期支援事業	(1)ショートステイ事業:保護者が疾病等の理由により家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、当該児童を児童養護施設等において、一時的に養育又は保護する。また、必要に応じて親子を短期間入所させ、児童との関わり方を学ぶ等の支援を行う。 (2)トワイライトステイ事業:保護者が仕事その他の理由により夜間に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設等において、保護し、生活指導、食事の提供等を行う。また、必要に応じて親子を短期間入所させ、児童との関わり方を学ぶ等の支援を行う。	市全域	子ども家庭センター
⑥	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う。	市全域	健康増進課
⑦-1	養育支援訪問事業	赤ちゃん訪問・保育所・幼稚園・学校、医療機関等関係機関からの情報等により、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が家庭を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う。	市全域	子ども家庭センター 健康増進課
⑦-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。	市全域	子ども家庭センター
⑧	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の親子が交流を図る場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 地域の子育て関連の情報提供を行い、子育てに関する支援を行う。週3日以上、1日5時間以上開設	市全域	子ども家庭センター
⑨-1	一時預かり事業	(1)一般型・余裕活用型:保護者の就労、疾病、リフレッシュなどのため、家庭で保育されている乳幼児を、保育所・認定子ども園・小規模保育事業所・幼稚園などで、その開所時間中に一時的に預かる。 (2)幼稚園型:幼稚園・認定子ども園で、1号認定の子どもについて、平日の教育時間以降や夏休み等の長期休業中の預かり保育を行う。	市全域	子ども未来課 学校教育課

市子ども・子育て支援事業計画(第3期)における評価対象事業（令和7年度）

地域子ども・子育て支援事業		事業内容	区域	市担当部署
⑨-2	一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業)	就労、疾病、その他の理由等で家庭での乳幼児の保育が困難な子育て家庭に対し、認可外保育施設や居宅訪問型(ベビーシッター)が実施しているこどもの一時預かりの利用料を助成し、保護者の負担軽減を図る事業。 ※評価は一時預かり事業のみ。すみずみ子育てサポート事業として実施している送迎サービスや妊産婦(初産)家庭の生活支援は評価対象外とする。	市全域	こども未来課
⑩	病児保育事業	病気又は病気回復期のこどもを、保護者が就労等により看護できないときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	市全域	こども家庭センター
⑪	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、①母児の健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	市全域	健康増進課
⑫	産後ケア事業	産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援する。	市全域	健康増進課
⑬	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	市全域	こども家庭センター
⑭	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭の抱える多様な課題に応じて、生活習慣や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。	市全域	こども家庭センター
⑮	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。	市全域	こども家庭センター

令和7年度 市こどもの幸福条例の推進方針(案)

令和7年4月1日に施行した越前市こどもの幸福条例では、全てのこどもが健やかに成長し、幸せを実感できるよう、協働によりこどもの権利が将来に渡って保障されることを目指すための取組を推進し、こどもの最善の利益を優先して考え、こどもが幸福を実感できるよう支援していくことを明らかにしています。こどもは権利の主体であり、自分の意見や思い(View(s))を表明し、社会に参加する権利を持っています。

市こどもの幸福条例を実効性のあるものにするため、こどもの権利等に関して広く地域で普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人がこどもの人格と権利を尊重する意識の啓発に努め、こどもの主体的な取組を支援します。 <越前市こども計画 P20>

市は、条例の推進を図るため、市こども計画における次の取組を「こどものしあわせスタートアッププロジェクト」と位置づけ、子ども・子育て会議において、進捗状況を調査・評価し、必要な見直しを図ります。

市こども計画における条例推進の取組(抜粋)

基本柱Ⅰ こどもまんなか社会づくり

基本施策1 豊かな心と思いやりの気持ちを育む人権教育

主な取組①こどもの権利に関する教育の推進

	取組内容	担当課	対象
①	こどもの幸福条例の普及啓発	こども未来課、学校教育課	○
②	こどもの幸福条例やこどもの権利について事業所や市民への働きかけ	全庁	○

③	就学前教育・保育施設における思いやりの教育の実施	こども未来課、学校教育課	○
④	小中学校における人権教育の実施	学校教育課	○
⑤	考え、議論する道徳教育の実施	学校教育課	○
⑥	多様な相談の場づくり	こども未来課、福祉総合相談室 学校教育課、生涯学習・文化財課 市民協働課	○
⑦	人権啓発活動の推進 (啓発展示、図書(絵本)やDVDの貸出、人権教室や人権の花運動の実施)	市民協働課(男女共同参画センター) (人権擁護委員)、(小中学校)	○

主な取組② ジェンダー平等と性の多様性の意識の啓発

	取組内容	担当課	対象
	男女の固定的役割分担意識を解消するための研修・講座の実施 (男女共同参画センターの研修や出前講座の充実)	市民協働課ダイバーシティ推進室 (男女共同参画センター)	
⑧	性別や性的指向・性自認の多様性の理解の啓発 (多様な性に関する児童・生徒向け出前講座の実施)	市民協働課ダイバーシティ推進室 学校教育課	○
	男性の育児休業取得促進	市民協働課ダイバーシティ推進室 産業政策課	
	市ホームページでの意識啓発	市民協働課ダイバーシティ推進室	

基本施策2 子ども・若者の最善の利益、こどもの意見・思い[View(S)]の尊重

主な取組①子ども・若者や子育て当事者の社会参加の促進

主な取組②子ども・若者の View(s)が反映できる仕組み

主な取組③子ども・若者が View(s)の表明や社会参加できる風土づくり

	取組内容	担当課	対象
⑨	子ども・若者や子育て世帯が意見や提案のできる場づくり	子ども未来課	○
⑩	子ども・若者が活躍できる場づくり	子ども未来課、学校教育課 市民協働課、生涯学習・文化財課	○
⑪	子ども・若者の意見表明と社会参加の機会の充実	学校教育課	○
⑫	子ども・若者とのワークショップの開催	子ども未来課	○
⑬	サポートできる風土づくりへの事業所や市民への働きかけ	全庁	○
⑭	出前講座やホームページでの啓発	子ども未来課	○
⑮	授業や学校行事等における自己決定や試行錯誤する機会の提供	学校教育課	○

I-1-①-取組①子どもの幸福条例の普及啓発

ア. 条例やさしい版の作成：ホームページに随時アップ予定。[青字：第1回会議で提示](#)

[赤字：第1回会議の意見交換や子どもからの意見聴取により作成⇒第2回、第3回会議で案提示](#)

	おとな・保護者	中高生向き(中学2年生)	小学生向き(小学5年生)
条例条文	① 原文ルビ無し/②原文ルビ付き	② 原文ルビ付き	③ 要約版(ルビ付き)
ワークショップ 出前講座 PPT	市内団体に対し実施 ④ 出前講座用PPT	協力高校・大学において実施 ⑤ こども条例・計画 中高生向け PPT	児童館において実施 ⑥ こども条例・計画 小学生向け PPT
パンフレット	子どもからおとなへのメッセージ 条例解説、相談窓口の紹介	中高生向け こどもの意見集(反映例含む)	小学生向け こどもの意見集(反映例含む)

※学校においては、教育振興基本計画(2023～2027)に基づき、人権教育を実施。

I-2-①②③-取組⑨⑩⑫⑬ 子ども・若者意見反映サポート事業(こども家庭庁事業の採択)

イ. 子ども・若者とのワークショップ

対象	小学生以上	高校生	仁愛大学生
開催日時	6月27日(金)16:30～18:00	調整中(7月中旬)	調整中
開催場所	児童館(公民館スポーツルーム)	学校内	大学
担当課	こども未来課	こども未来課	経営戦略室
テーマ	このまちで育つ私たちのオモイ 「みんなの声マップをつくろう」	越前市のまちづくりへの提案 若者アンケート結果から	越前市のまちづくり

ウ. こども意見ファシリテーター養成講座の開催(主催:こども家庭庁)

目的	こども基本法の施行を受けて、これから国や自治体などの様々な場面で、こどもや若者が自身に関係することについて意見を聴かれる機会が増えていくことが見込まれます。こどもや若者から意見を聴く際には、こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり彼らの意見の表明をサポートするファシリテーター(=こども意見ファシリテーター)の役割が重要ですが、そうした人材の確保が課題となっています。本事業は、こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについて必要な知識と実践的な学びの場を提供し、全国的にそのスキルを有した人材を増やしていくことで、こどもや若者にとって安全・安心な意見表明の環境を整備することを目指すものです。	
対象	・こども・若者の意見反映に取り組む行政職員や協力団体のスタッフ ・児童館等こども・若者の居場所の職員 ・こども・若者の活動に関わる NPO 団体等の職員やボランティア ・こども・若者の意見反映に関心のある学生(18 歳以上) 等	
開催日時	① 事前学習(テキスト教材とオンデマンド教材による個別学習) ② 実践ワークを中心とした集合型講座	6 月上旬 6 月 26 日(木)9:00~17:00 対面:25名程度、オンライン 30 名程度
開催場所	① 個別 ② 越前市役所 3 階 大会議室	
担当課	こども未来課	
主催	こども家庭庁	